

# 社会福祉法人中央有鄰学院役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中央有鄰学院（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

## (役員 の 定義等)

第2条 この規程における役員 の 定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づいて置かれる者をいう。

## (役員 の 報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて報酬を支給することとし、役員 の 地位にあることのみによって支給しない。

- 2 役員 の 報酬総額は、年間 300 万以内とする。

## (常勤役員 の 報酬等)

第4条 常勤役員 の 報酬は別表1により支払うことができる。ただし、理事会、評議委員会等に出席した場合の報酬、費用弁償等は支給しない。

## (理事会及び評議委員会 の 費用弁償等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により費用弁償等を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により費用弁償等を支払うことができる。

## (非常勤役員 の 勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償等を支払うことができる。

- 2 常務理事（業務執行理事）が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償等を支払うことができる。
- 3 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償等を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会等に出席したときには、別表2により費用弁償等を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または監査等の業務にあたった場合は別表3により報酬及び費用弁償等を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により日当及び旅費等を支給することができる。

(当法人職員給与との併用)

第9条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬及び費用弁償等は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第10条 役員等の報酬は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. 平成26年4月1日より施行された「役員報酬及び費用弁償規程」を廃止し、この規定を平成29年6月13日より適用する。

## 役員等報酬表

### 別表1

役職名	報酬	交通費
理事長	100,000円(月額)	実費
常務理事	80,000円(月額)	実費
理事	50,000円(月額)	実費

### 別表2

名称	報酬	費用弁償等
理事会出席報酬	なし	3,000円
評議員会出席報酬	なし	3,000円

### 別表3

名称	報酬	費用弁償等
理事長業務報酬	2,500円(1時間)	3,000円
常務理事業務報酬	2,000円(1時間)	3,000円
理事業務報酬	2,000円(1時間)	3,000円
監事監査指導報酬	2,000円(1時間)	3,000円

### 別表4

旅費	宿泊費	報酬
実費	13,500円(上限)	3,000円(日額)